

議案第 42 号

橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例について

橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗



備考	1 本表に定める金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものである。		
	2~6 略		
イ	共用給水装置		
用途	料率	基本料金(1月につき) 水量	超過料金(1立方メートルにつき) 料金
家事用		10立方メートルまで	1,945円
備考	1 本表に定める金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものである。		
	2 「家事用」とは、専ら住居の用に供するものをいう。		
	(手数料)		
	第35条 手数料については、橋本市水道事業給水条例(平成18年橋本市条例第215号)第35条の規定を準用する。この場合において、同条中「管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。		
備考	1 本表に定める金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものである。		
	2 「家事用」とは、専ら住居の用に供するものをいう。		
	(手数料)		
	第35条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が、特別の理由があると認められた申込者からは、申込み後に徴収することができる。		
	(1) 給水装置工事の設計手数料 1件につき 1,000円 ただし、設計金額が25,000円を超えるものは、設計金額に4パーセントを乗じた額で10円未満を切り捨てる。		
	(2) 給水装置工事の設計審査手数料及びびゅん工検査手数料 1戸又は1箇所につき メーターの口径 金額 20ミリメートル 5,000円		
	(3) 指定業者指定手数料 1件につき 10,000円		
	(3)の2 指定業者指定更新手数料 1件につき 5,000円		
	(4) 閉栓手数料 1件につき 400円		
	(5) 交付手数料 各種証明 1件につき 200円 指定業者証書 交付、再交付とも1回につき 2,000円		
	(6) メーター試験手数料 口径20ミリメートル 230円		
	(7) 漏水試験手数料 1件につき 3,000円		
備考	1 本表に定める金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものである。		
	2~6 略		
イ	共用給水装置		
用途	料率	基本料金(1月につき) 水量	超過料金(1立方メートルにつき) 料金
家事用		10立方メートルまで	2,130円
備考	1 本表に定める金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものである。		
	2 「家事用」とは、専ら住居の用に供するものをいう。		
	(手数料)		
	第35条 手数料については、橋本市水道事業給水条例(平成18年橋本市条例第215号)第35条の規定を準用する。この場合において、同条中「管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。		

(8) 水質検査手数料

硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3,500円
塩化物イオン	3,000円
有機物	3,000円
一般細菌	1,500円
大腸菌	2,500円
pH値	800円
臭気	500円
味	500円
色度	800円
濁度	800円
カドミニウム及びその化合物	3,000円
水銀及びその化合物	4,000円
セレン及びその化合物	3,500円
鉛及びその化合物	3,000円
ヒ素及びその化合物	3,500円
六価クロム化合物	3,000円
フッ素及びその化合物	3,000円
四塩化炭素	3,800円
1,1-ジクロロエチレン	3,800円
シス-1,2-ジクロロエチレン	3,800円
ジクロロメタン	3,800円
テトラクロロエチレン	3,800円
トリクロロエチレン	3,800円
ベンゼン	3,800円
クロロ酢酸	20,000円
ジクロロ酢酸	20,000円
トリクロロ酢酸	20,000円
クロロホルム	3,800円
ジブromクロロメタン	3,800円
ブromジクロロメタン	3,800円
ブromホルム	3,800円
総トリハロメタン	7,000円

一括12,000円

一括7,000円

ホルムアルデヒド	20,000円
亜鉛及びその化合物	3,000円
アルミニウム及びその化合物	3,000円
鉄及びその化合物	3,000円
銅及びその化合物	3,000円
ナトリウム及びその化合物	3,000円
マンガン及びその化合物	3,000円
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3,000円
蒸発残留物	2,000円
ジェオスミン	6,200円
2-メチルイソボルネオール	6,200円
嫌気性芽胞菌	4,000円
BOD	3,500円
COD	2,500円
浮遊物質	2,000円
全窒素	3,500円
全リン	3,500円
(9) 道路占用等申請書類作成手数料	1件につき 5,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第24条の規定にかかわらず、この条例の施行の日前における使用期間を含む使用月の維持管理負担金及び使用料の額については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第35条の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に受けた申込みに係る手数料の額については、なお従前の例による。